

## 平成 29 年度第 2 回玉名市自治基本条例推進委員会会議録要旨

1 日時：平成 29 年 12 月 26 日（火）10 時～12 時

2 場所：玉名市役所 3-1 会議室

3 出席者：

【委員】澤田委員、立川委員、浦田委員、児玉委員、松井委員、松木委員、松田委員、  
本山委員、吉田委員（玉名市社会福祉協議会事務局長交代に伴い西田委員退任、  
吉田委員が委員に就任）

【市】福島企画経営課長、塚本審議員、廣川企画係長、大磯参事

欠席者：江田委員

4 内容

（1）開会

（2）委員長あいさつ

本年度第 2 回玉名市の自治基本条例推進委員会でございます。本日のテーマは、市民の皆様がこの条例をいかに周知していくかとなります。周知用のパンフの案が作成されておりますが、それに基づいて、どのように市民の皆様に周知を図っていくかについて、皆様方から積極的に意見をいただければと思います。

（3）議題

① 議題 1「条例のしおり（仮称）」について

—事務局より説明—

【質問】

（委員）

保存版ということなら玉名市に永住していらっしゃる方は当然必要だと思う。自分が住んでいる松木の地区では学生が多い。学生は非常に短期間、場合によっては何か月という方もいて、どんどん入れ替わっている。それとアパートも非常に多い。単身赴任とか、いわゆる一時居住、そのような方も一時的にも玉名市民という意識を持ってもらうためには当然配布は必要だが、そのような方も含めて全世帯配布して有効性があるのか。

広報紙に対しても、もう見ないからいらないと拒否される方もいらっしゃる。区長からすれば、そういう方にも配らないといけないのか。これが少数であればいいが、かなりの数ある。

今回、保存版のものを配布した時に、その方は受け取っても、出て行って次に入ってきた方に対してはどのような対処をされるのかという問題が出てくる。

一度配布してそれきりであれば、次に入ってきた方に対してどのように対処されるのか。全戸配布ということだが、本当に一時居住の方に必要なのかという気もする。

(事務局)

広報たまな配布の時に、行政としての意図がなかなか伝わりにくいという住民の方もいらっしゃるということはよく理解している。市民サービスを皆様方に広く提供するという意味では、こちらの方から配布するというアクションは当然行っていかなければならない。

新たに来られた方についての対応の仕方については、対処の仕方は具体的にはまだですが、例えば新しく住民になる時に市民課に手続きに来られた際、市民課の方からいろいろな資料と一緒に配ってもらうことによって周知が出来るのかなと考えている。

やはり皆様方に通じないと、皆様が同じ気持ちでやっていただくというのが行政としての使命かなと思っている。対応としてはそのような対応が考えられる。検討していきたい。

(委員長)

広報たまな配り方はどのような形でされているか。

(委員)

松木の場合は約 600 戸あるが、区長は 1 人。だからかなりの量になり、配布も大変ということで、広報委員として区長の補助員をつけている。その方たちが仕分けして班長に配布し、班長が各世帯に配布する。そして、松木の 600 戸のうち 1/3 は学生である。隣の六田も同じ問題を抱えている。

(委員長)

分かりました。ありがとうございます。

(委員)

表紙のイラストに関してはこれで決定ということか。

(事務局)

決定ということではない。

(委員)

私が気になっていたのは、パンフレットの表紙に老若男女みんないて良いと思うのですが、市にはいろんな人が住んでいるわけで、いろんな人に配慮がいるのではないかなと思う。例えば、車いすの人達のイラストを入れるなど。自分たちもまちづくりに携わっていけるんだと思ってもらえるのではないかなと思う。

(委員)

あと学生もいない。全体的に表紙のイラストで同じような人達のイラストとなっている。もっと色々な人のイラストを入れたほうがいい。また、表紙上部の街が都会的で、違和感がある。農業とか玉名市は玉名市らしい特色をもっと出した方がいい。それと全体的に見やすくなったが、3 ページの情報共有の例だが、市民が意見を聞くばかりではなく、市民からの情報も得て共有じゃないかなと思う。

(事務局)

検討していきたい。

(委員長)

イラストについては、様々な方が関わっているということを表すというのが表紙のつかみの部分となる。玉名の地域特性があると思うので、少し検討をお願いしたい。

(委員)

パンフレット 2P 目の市民・議会・行政三者の図の下に、真ん中に小さく「市民が主体のまちづくりの実現」と書いてあるが、むしろこちらの方がメインじゃないのか。もっと大きくクローズアップしたほうがいい。市民主体の自治の実現の中に議会や行政がそれを支えているという形じゃないのかなど。逆に市民・議会・行政の三者の関係は小さくしてもいいと感じた。

(事務局)

わかりました。配慮したいと思う。

(委員)

資料 1 の一番下の配布先の例だが、市役所の他、各施設に配布されるということによろしいか。

(事務局)

その辺は臨機応変に対応していきたいと思う。

(委員)

その辺は漏れがないようにいろんなところに配ってほしい。

(委員)

社会福祉協議会の指定管理施設の窓口にも置いていきたい。

(事務局)

わかりました。

(委員長)

学生さんは住民票をおかないでこちらに来るというパターンがあるような気がするが、そういう人たちにも各地区で広報紙は配られていると思う。学生さんは今どんな感じなのだろうか。みんな住民票を移しているのだろうか。

(事務局)

恐らくだが、学生さんは住民票を移される方、そうではない方、勿論さまざまだと思うが、私が知る限りでは基本的には移されない方が多いと思う。

(委員長)

うちの大学でもあるのだが、成人式とかの関係で住民票を実家においたままというパターンが結構ある。玉名市から成人式の通知が来るのではなく、地元から来た方が良いというパターン。

学生さんたちも同じく市民ということで玉名のまちづくりにかかわっていただく、玉名は特に大学があるので、そういうのが非常に重要だと思う。住民票を移さない人で、もしかしたら条例を知らない人もいるかもしれない。その場合も考えて大学にも、きちんと主旨を

伝えて、大学から学生たちに話してもらおうといった周知の協力をお願いしておくといいかなと思う。

他にご意見はありますか。ないようであれば、議題 1 しおりについては皆様からいろいろご意見をいただいたので、それについて修正を加えていただき、広報たまなでの周知、それとパンフレットの作成に進んでいただきたい。

## ② 議題 2 条例の周知について

—事務局より説明—

(委員長)

条例の周知について、パンフレットを活用したりして、どのようにしたら効果的なのか。フリートークという形で、ジャストアイデアでも結構ですので。よかったら委員の皆様から一人ずつアイデアをいただきたい。

(委員)

行政としてはどう考えているのか。ゼロベースですか。しおり配布の他に何か考えていることはあるのか。

(事務局)

今の段階ではしおりを配布するという以外には考えていない。ゼロベースということ。今回皆様の意見をいただきながらどのような形にするのが効果的なのか検討していきたい。

(委員)

興味がない人への周知が一番課題だと思う。市役所や病院の待合室にはひまわりテレビが流れているが、結構見ている人が多い。これも活用していったらいいのでは？

(委員)

中学校では玉名学という時間がある。地元の方を呼んでいるんな話を聞くわけだが、そういう時間に市役所の人に来て玉名のこういうのがありますということで、利用したらいいのではないかと思う。今は 18 歳から選挙権があるわけだし、中学生も条例について知っていてもいいかと思う。

(委員)

各校区でふれあいネットワークというのがある。全校区ではないが、運営委員会の会議の場で説明する機会を設けて周知を図るのはどうだろうか。ふれあいネットワーク組織がない場合は、校区の代表者会議をしてもらうとか。ふれあいネットワークの運営委員会というのは、築山校区の場合は、支館長、区長、民生委員など、各団体の代表から成り、20～30 名で組織されている。その下に行政区毎にネットワークがあり、築山の場合は 8 つのネットワーク推進会がある。全部で 150 名くらいになる。そういう時に市から出向いてもらって周知を図ったらどうか。

子どもへの周知については教育委員会に相談して、授業の中に取り入れてもらうといっ

たことを考えてはどうか。もっとイラストを多くして、分かりやすいチラシを別に作る必要がある。

各種団体に対しては必要に応じて市から出向いて説明する。

興味がない人には理解してもらうより、イベントなどに参加してもらうということではないか。

また、一区一輝運動のように全市で取り組むような企画を提案するというのも必要ではないか。

近い将来、子どもの見守り活動も学校ではなく、地域に任されるということ中教審で提案されている。これからは玉名市でもこういうことを地域で考えていく必要があるのではないか。

(委員長)

ふれあいネットワークは各校区にあるのか？全体会はあるのか？こういうのも活用しては？

(委員)

全校区にはない。現在 21 校区の内、12 校区で立ち上げられている。全体会は年 1 回社教である。

(委員)

近々総会がある。1 月か 2 月。

(委員)

ふれあいネットワークには、市内の主要なメンバーがそろっている。

(委員)

しおりの配布も必要だが、もっと大きな張り紙というかポスターのようなものを目につくように玄関の自動ドアに貼ったり。のぼりなども作ってはどうか。

(委員)

高齢者のいきいきふれあい広場が各公民館で 100 箇所近く開催されている。その時に色々な情報提供があっている。高齢者にはこういう機会を利用して周知してはどうか。この口コミの形を取るのの効果的だと思う。毎月 1 回か 2 回開催している。高齢介護課と連携して、高齢介護課に周知してもらうのはどうか。

また、先ほど学校のことも言ったが、学校では校長の裁量が大きい部分がある。校長会などで説明し、学校でも子ども達に周知徹底してほしいと要望したらどうだろうか。まず校長の理解を深めることが一番だと思う。

(委員)

子ども達に周知するのが一番。それが親にも広がる。学校の方で何かしらやってもらいたいというのはある。また、5 分くらいの短めでわかりやすい簡単な VTR などがあったらいいのではないかと思う。ひまわりテレビでも流せる。広報たまなでも年間を通して少しでも連載していったらどうか。ずっと周知し続けることが必要。

(委員)

周知は難しいと思っている。知らせたい側の勝手な片側通行になっている。知りたい側の興味がどこなのかをまず知ること。紙媒体ではなかなか伝わらない。また、個人では周知は難しいと思う。そのため、学校や各種団体を上手に利用して周知したり、先ほどの VTR など大人向け、子ども向けのものを作成したりと、入口を上手に設定してあげることが必要ではないか。

平成 28 年 10 月に施行された時にそういったことをなぜ話し合っていないのか。周知できないような条例をつくるからこうやって会議をしないといけないじゃないかと思う。決める時には周知の方法まで考えていただきたい。

(委員)

紙は読まないけど、中には新聞や広報誌も隅から隅まで読む人もいる。そういう人へ口コミで広げていくのはどうだろうか。

(委員長)

他に気づかれた点や意見はないか。

(委員)

DVD を作ってもらって、学校の公民の授業で使ってもらう方法があるかなと思う。

(委員)

今は活字にあまり目を通さない。DVD とか音で聞くとかは受け入れやすいが、自分で読んで理解していくというのは若い人に限らず高齢者には尚更難しい。一例として、現在、高齢介護課で玉名の健康体操を作ろうとしている。社教で高齢者のサポート研修があり、その中で高齢介護課から体操のチラシを配ってほしいという依頼があったが、紙は見ないだろうということで、説明を全部テープに吹き込み、写真を見せながら体操の説明をした。このやり方は良かった。テープと写真のとおりみんなする。一つの手段としていいのではないか。

(委員長)

皆様からのお話を整理させてもらおうと、大人への周知方法としてふれあいネットワークの活用、高齢者のいきいきふれあい広場があるのではないか。子どもの場合は中学校の玉名学、公民の時間を利用して、校長先生に話して子ども達に周知ができるのではないか。子どもに周知すると親に波及する。また、各種団体に協力を依頼する。興味がない人には、ひまわりテレビなどを活用することもできるのではないか。それには DVD など動画が有効ではないか。このような話の中からもヒントがいっぱいあるような気がしている。

また、私からは 2 点、お話をさせていただきたい。私は、現在、県の社会教育委員をしている。県の教育委員会では、地域学校協働本部という取り組みが進められていて、登下校の見守りや部活を切り離してスポーツクラブに移行するなど、地域と学校が一緒になって地域づくりを取り組んでいこうと全国的な運動となっている。それを今積極的に進めているので、各学校もそういったことに非常に興味を持っている時期である。玉名市も教育委員会

と各学校と連携し合って周知するには、今ちょうど協力を得やすい時期ではないかと思う。

それと、動画の件についてだが、八代でも今同じように条例を策定中で、私も委員として関わっている。先日、市民フォーラムを開催し、まちづくり条例についての説明会をした。市民の方が寸劇をして、私が条例について話をし、東国原さんの講演などがあつた。しかし後からのアンケートでは、テーマトークとしてやってもらった市民の寸劇が一番評判が良かったという結果だった。短いDVDで寸劇とか、役を設定し掛け合いをやっていくような動画を作っていくと非常に分かりやすいのではないか。どこかの中学校や高校の演劇部などに頼んでやってもらうなど、それを動画にして授業に使うということはどうだろうか。今は、動画を作ってユーチューブなどに配信するのもすぐ出来るので、そういうことを工夫していくとあまりお金がかからずに周知・広報の良いツールになるかもしれない。パンフレット配布も大事だけれども、そこにたどり着くまでの入り口としていろいろな方法で周知していかなければならないと思う。

他に意見がないようであれば、皆様からいただいた意見を元に事務局の方で効果的な周知方法を検討して、必要があれば次年度以降事業化していくということで考えていただければと思う。

### ③ その他

・事務局より資料5 議会基本条例について紹介。

### (4) 閉会